

平成 25 年度

# 地方公営企業決算の概況

総務省自治財政局

# 目 次

## 第1編 平成25年度地方公営企業決算の概要

### 第1章 総論

1	事業数	1
2	業務の状況	3
3	職員数	5
4	決算規模	7
5	全体の経営状況	8
6	料金収入	10
7	企業債	11
8	他会計繰入金	15
9	建設投資及びその財源	17
10	法適用企業の経営状況	19
11	法非適用企業の経営状況	33
12	経営健全化等の状況	36
13	まとめ	39

### 第2章 事業別状況

1	水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）	40
2	工業用水道事業	63
3	交通事業	80
4	電気事業	102
5	ガス事業	118
6	病院事業	128
7	下水道事業	148
8	港湾整備事業	174
9	市場事業	182
10	と畜場事業	190
11	観光施設事業	198
12	宅地造成事業	207
13	有料道路事業	215
14	駐車場整備事業	219
15	介護サービス事業	227
16	その他事業	240

### 第3章 東日本大震災の影響

1	発生後の対応	244
2	今後の諸課題	244
3	特定被災地方公共団体における 地方公営企業の決算状況	245

## 第2編 統計資料

### 第1章 全事業総括

1	地方公営企業決算の概要	265
(1)	平成25年度 地方公営企業 決算概要	265
(2)	平成25年度 地方公営企業 決算規模	266
2	地方公営企業の事業数	267
(1)	経営主体別事業数	267
(2)	都道府県及び指定都市別 事業数	268
ア	法適用企業	268
(ア)	都道府県及び指定都市	268
(イ)	市町村	269
(ウ)	企業団等	270
イ	法非適用企業	271
(ア)	都道府県及び指定都市	271
(イ)	市町村	272
(ウ)	一部事務組合等	273
(3)	法適用区分別事業数	274
(4)	事業数の推移	274
(5)	黒字・赤字別事業数	275
(6)	地方公営企業における 広域化の現況	276
3	職員数の状況	277
(1)	法適用勘定区分職員数	277
(2)	規模別職員数の推移	277
4	決算規模	278

5	建設投資額及びその財源内訳…	279	カ	交通事業…	317
6	主要公益事業における 地方公営企業の占める割合…	280	キ	電気事業…	317
7	法適用企業の決算状況…	281	ク	ガス事業…	317
	(1) 損益収支の状況…	281	ケ	病院事業…	318
	(2) 損益収支の推移…	289	コ	下水道事業…	318
	(3) 資本収支の状況…	290	サ	宅地造成事業…	318
	(4) 資本収支の推移…	294	シ	港湾整備事業…	318
	(5) 貸借対照表…	295	(3)	経営主体別、法適用区分別、 都道府県別現在高…	319
	(6) 資産、負債及び資本の推移…	299	(4)	経営主体別、借入先別、 都道府県別現在高…	322
8	経営分析（法適用企業）…	300	11	繰入金及び繰出金の状況…	327
	(1) 費用構成表…	300	(1)	事業別繰入金及び繰出金の 状況…	327
	(2) 費用構成比率…	301	(2)	他会計からの繰入金の推移…	329
	(3) 各費用の対営業収益比率…	302	12	資金不足比率の状況…	330
	(4) 費用構成の推移…	303	<b>第2章 特定被災地方公共団体と特定被災 地方公共団体以外の経営状況</b>		
	(5) 累年経営分析…	303	1	特定被災地方公共団体における 経営状況…	334
	(6) 経営分析…	304	(1)	全体の経営状況…	334
	(7) 給与の年間支給額、平均月収 額に関する調…	306	(2)	事業別総収支額…	334
9	法非適用企業の決算状況…	308	(3)	赤字黒字別事業数の推移…	335
	(1) 歳入歳出決算の状況…	308	(4)	料金収入の状況…	336
	(2) 歳入歳出決算の推移…	312	(5)	他会計繰入金の状況…	336
10	企業債の状況…	313	(6)	法適用企業の決算状況の推移…	337
	(1) 事業別、借入先別、利率別 現在高…	313	(7)	法適用企業の事業別決算状況…	338
	ア 法適用・法非適用企業 合計…	313	(8)	法非適用企業の決算状況の 推移…	339
	イ 法適用企業…	314	(9)	法非適用企業の事業別決算 状況…	340
	ウ 法非適用企業…	315	2	特定被災地方公共団体における 各事業の経営状況…	341
	(2) 借入先別、利率別現在高…	316	(1)	水道事業…	341
	ア 法適用・法非適用企業 合計…	316	ア	法適用企業…	341
	イ 法適用企業…	316	イ	法非適用企業…	342
	ウ 法非適用企業…	316			
	エ 水道事業…	316			
	オ 工業用水道事業…	317			

(2) 工業用水道事業……………	343	(3) 交通事業……………	366
(3) 交通事業……………	344	ア 法適用企業……………	366
ア 法適用企業……………	344	イ 法非適用企業……………	367
イ 法非適用企業……………	345	(4) ガス事業……………	368
(4) ガス事業……………	346	(5) 病院事業……………	369
(5) 病院事業……………	347	(6) 下水道事業……………	370
(6) 下水道事業……………	348	ア 法適用企業……………	370
ア 法適用企業……………	348	イ 法非適用企業……………	371
イ 法非適用企業……………	349	(7) 港湾整備事業……………	372
(7) 港湾整備事業……………	350	(8) 市場事業……………	373
(8) 市場事業……………	351	ア 法適用企業……………	373
ア 法適用企業……………	351	イ 法非適用企業……………	374
イ 法非適用企業……………	352	(9) と畜場事業……………	375
(9) と畜場事業……………	353	(10) 介護サービス事業……………	376
(10) 介護サービス事業……………	354	ア 法適用企業……………	376
ア 法適用企業……………	354	イ 法非適用企業……………	377
イ 法非適用企業……………	355		
3 特定被災地方公共団体以外の			
経営状況……………	356		
(1) 全体の経営状況……………	356		
(2) 事業別総収支額……………	356		
(3) 赤字黒字別事業数の推移……………	357		
(4) 料金収入の状況……………	358		
(5) 他会計繰入金の状況……………	358		
(6) 法適用企業の決算状況の推移……………	359		
(7) 法適用企業の事業別決算状況……………	360		
(8) 法非適用企業の決算状況の			
推移……………	361		
(9) 法非適用企業の事業別決算			
状況……………	362		
4 特定被災地方公共団体以外の			
各事業の経営状況……………	363		
(1) 水道事業……………	363		
ア 法適用企業……………	363		
イ 法非適用企業……………	364		
(2) 工業用水道事業……………	365		



# 表の見方

## 第1 調査対象事業及び期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用している事業（競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。）及び地方公営企業法を適用していない事業（地方財政法施行令第46条に掲げる事業並びに観光用有料道路以外の有料道路事業、観光地駐車場以外の駐車場整備事業、介護サービス事業）について、平成25年度の決算及び業務状況等を調査したものである。

## 第2 集計事業の種類及び事業数

### 1. 法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用している事業）

集計事業の種類及び事業数（建設中15事業及び年度途中において廃止した2事業を含む。）は、水道事業（簡易水道25事業を含む。）1,377、工業用水道事業154（施設数259）、交通事業53（路面電車5、自動車運送30、都市高速鉄道9、懸垂電車等2、船舶運航7）、電気事業28（発電所数342）、ガス事業28、病院事業643（病院数839）、下水道事業538（公共下水道238、特定公共下水道4、流域下水道4、特定環境保全公共下水道132、農業集落排水施設87、漁業集落排水施設13、林業集落排水施設2、簡易排水施設2、小規模集合排水処理施設15、特定地域生活排水処理施設23、個別排水処理施設18）、港湾整備事業8、市場事業14（市場数26）、と畜場事業1、観光施設事業48（休養宿泊施設21・施設数26、索道5、その他観光施設22・施設数34）、宅地造成事業47（臨海土地造成20、その他宅地造成27）、観光地駐車場以外の駐車場整備事業8（駐車場数18）、介護サービス事業45、その他事業（有線事業等）43、合計3,035である。

### 2. 法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業）

集計事業の種類及び事業数（建設中58事業及び年度途中において廃止した7事業を含む。）は、簡易水道事業735、交通事業38（船舶運航38）、電気事業51（施設数79）、下水道事業3,102（公共下水道950、特定公共下水道7、流域下水道42、特定環境保全公共下水道621、農業集落排水施設830、漁業集落排水施設158、林業集落排水施設24、簡易排水施設24、小規模集合排水処理施設65、特定地域生活排水処理施設253、個別排水処理施設128）、港湾整備事業89、市場事業153（市場数190）、と畜場事業63、観光施設事業280（休養宿泊施設99・施設数134、索道49、その他観光施設132・施設数236）、宅地造成事業403（臨海土地造成57、その他宅地造成346）、観光用有料道路以外の有料道路事業2（道路数2）、観光地駐車場以外の駐車場整備事業223（駐車場数670）、介護サービス事業538、合計5,677である。

### 第3 施設及び業務概要

平成26年3月31日現在のものであり、平成25年度における実績である。

### 第4 集計の方法及び用語の定義

#### 1. 法適用企業

- (1) 水道事業とある場合には、簡易水道事業を含めている。
- (2) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入している。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。また、文章中の差引数値も一致しない場合がある。また、二以上の事業を合わせて経営している団体においては、財務諸表等を主たる事業に一括して作成しているため、各表の関連数値が一致していないものがある。

損益計算書は税抜数値で作成されるため本文第1章10法適用企業の経営状況(1)損益収支は税抜数値により記述されている。

しかし、同章4決算規模における法適用企業の総費用は税込数値で計上されているほか、同章9建設投資及びその財源、同章10法適用企業の経営状況(4)資本収支は税込数値により記述されている。

#### (3) 財務諸表

ア 項目区分は、地方公営企業法施行規則に定める勘定科目に準拠した。

イ 全事業合計は、各事業の共通項目について集計したものであるが、損益計算書中、電気事業においては、「事業外収益」及び「事業外費用」をそれぞれ「営業外収益」及び「営業外費用」とし、ガス事業においては、「製品売上」を「営業収益」に、「売上原価」・「供給販売費及び一般管理費」を「営業費用」としてそれぞれ集計した（ただし、ガス事業の費用構成は製造原価による。）。

ウ 貸借対照表は、次の区分により集計を行った。

(ア) 「不良債務」とは、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を超える額である。

(イ) 「実質資金不足額」とは、不良債務から当該決算期日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費に係るものうちその支払に充てるため翌年度において地方債を起すこととしているものの額を控除した額である。

エ 資本収支に関する調は、次の区分により集計を行った。

(ア) 「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」は、当該年度の資本金収入額のうち、当該年度において事業が完了しない等の理由により当該収入額を充当すべき支出が、翌年度へ繰り越された場合の翌年度支出額に対する充当額である。

(イ) 「前年度同意等債で今年度収入分」は、前年度同意等債で今年度収入したもののうち、前年度において支出予算執行済みとした建設改良費で未払いとしたものの財源に充てた企業債の額である。

(ウ) 「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の算出は、資本的収入額から「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」及び「前年度同意等債で今年度収入分」を控除した額が資本的支出額に不足する場合の額のみを集計したものである。

(エ) 「補填財源」とは、(ウ)の「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」を補填するため充てた過年度及び当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、繰越工事資金等の合計額である。

オ 費用構成表における「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合計額である。

#### (4) 経営分析

ア 各比率の算出方法及び計算の際用いた用語の区分は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 (ア) \text{ 固定資産構成比率}(\%) &= \frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延勘定}} \times 100 \\
 (イ) \text{ 固定負債構成比率}(\%) &= \frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}^{\ast}}{\text{負債資本合計}} \times 100 \\
 (ウ) \text{ 自己資本構成比率}(\%) &= \frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}^{\ast}}{\text{負債資本合計}} \times 100 \\
 (エ) \text{ 固定資産対長期資本比率}(\%) &= \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債}} \times 100 \\
 (オ) \text{ 固定比率}(\%) &= \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}^{\ast}} \times 100 \\
 (カ) \text{ 流動比率}(\%) &= \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \\
 (キ) \text{ 酸性試験比率}(\%) &= \frac{\text{現金預金} + \text{未収金}}{\text{流動負債}} \times 100 \\
 &\quad (\text{当座比率}) \\
 (ク) \text{ 現金比率}(\%) &= \frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100 \\
 (ケ) \text{ 自己資本回転率}(\text{回}) &= \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}}{2}} \quad (\text{注}) \text{ 自己資本} = \text{自己資本金} + \text{剰余金}^{\ast} \\
 (コ) \text{ 固定資産回転率}(\text{回}) &= \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}}{2}} \\
 (サ) \text{ 減価償却率}(\%) &= \frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却額}} \times 100
 \end{aligned}$$

※NTT無利子貸付金は、借入資本金から控除し資本剰余金に含めている(以下借入資本金、資本剰余金について同じ)。

- (シ) 流動資産回転率 (回) = 
$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}}{2}}$$
- (ス) 未収金回転率 (回) = 
$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首未収金} + \text{期末未収金}}{2}}$$
- (セ) 総資本利益率 (%) = 
$$\frac{\text{当年度経常利益}}{\frac{\text{期首総資本} + \text{期末総資本}}{2}} \times 100$$
 (注) 総資本 = 負債資本合計
- (ソ) 総収支比率 (%) = 
$$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$$
- (タ) 経常収支比率 (%) = 
$$\frac{\text{経 常 収 益}}{\text{経 常 費 用}} \times 100$$
- (チ) 営業収支比率 (%) = 
$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$
 (注) 企業債には固定負債である企業債を含み、NTT無利子貸付金を除いている。
- (ツ) 利子負担率 (%) = 
$$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} + \text{他会計借入金} + \text{一時借入金}} \times 100$$
- (テ) 企業債元金償還金対減価償却額比率 (%) = 
$$\frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$$
- (ト) 企業債元金償還金対料金収入比率 (%) = 
$$\frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$$
- (ナ) 企業債利息対料金収入比率 (%) = 
$$\frac{\text{企 業 債 利 息}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$$
- (ニ) 企業債元利償還金対料金収入比率 (%) = 
$$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$$
- (ヌ) 職員給与費対料金収入比率 (%) = 
$$\frac{\text{職員給与費 (特別損失のうちの職員給与費を含む)}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$$
- (ネ) 職員1人当たり営業収益 = 
$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$
- (ノ) 職員1人当たり有形固定資産 = 
$$\frac{\text{期 末 有 形 固 定 資 産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}}$$
- (ハ) 経常損失比率 (%) = 
$$\frac{\text{経 常 損 失}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$
- (ヒ) 累積欠損金比率 (%) = 
$$\frac{\text{累 積 欠 損 金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

$$(7) \text{ 不良債務比率 } (\%) = \frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

イ 法適用企業の料金単価と供給原価の算出方法は、次のとおりである。

(7) 料金単価

a 水道：	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
b 工業用水道：	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量 (計量分)}}$
c 交通： (自動車運送)	$\frac{\text{自動車運送事業経常収益}}{\text{自動車運送事業 (乗合+貸切) 年間走行km}}$
d 交通： (都市高速鉄道)	$\frac{\text{都市高速鉄道事業経常収益}}{\text{都市高速鉄道事業年間走行km}}$
e 電気：	$\frac{\text{料金収入}}{\text{年間発電電力量} - \text{自家用電力量}}$
f ガス：	$\frac{\text{料金収入}}{\text{販売量}}$
g 下水道：	$\frac{\text{料金収入}}{\text{有収水量}}$

(i) 供給原価

a 水道：	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{年間総有収水量}}$
b 工業用水道：	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{年間総有収水量 (計量分)}}$
c 交通： (自動車運送)	$\frac{\text{自動車運送事業経常費用}}{\text{自動車運送事業 (乗合+貸切) 年間走行km}}$
d 交通： (都市高速鉄道)	$\frac{\text{都市高速鉄道事業経常費用}}{\text{都市高速鉄道事業年間走行km}}$
e 電気：	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{年間発電電力量} - \text{自家用電力量}}$
f ガス：	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価})}{\text{販売量}}$
g 下水道： (污水处理原価)	$\frac{\text{污水处理費}}{\text{有収水量}}$

ウ 上記のほか、水道事業及び工業用水道事業の各比率の算出方法は、次のとおりである。

(ア) 水道事業

$$\begin{aligned} \text{a 負荷率 (\%)} &= \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100 \\ \text{b 施設利用率 (\%)} &= \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100 \\ \text{c 最大稼働率 (\%)} &= \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100 \\ \text{d 配水管使用効率 (1 m 当たり m}^3\text{)} &= \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}} \\ \text{e 固定資産使用効率 (1 万円 当たり m}^3\text{)} &= \frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}} \\ \text{f 職員一人当たり給水人口 (人)} &= \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員}} \\ \text{g 職員一人当たり有収水量 (m}^3\text{)} &= \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員}} \\ \text{h 有収率 (\%)} &= \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100 \\ \text{i 職員給与費対料金収入比率 (\%)} &= \frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100 \end{aligned}$$

(イ) 工業用水道事業

$$\begin{aligned} \text{a 施設利用率 (\%)} &= \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100 \\ \text{b 契約率 (\%)} &= \frac{\text{契約水量}}{\text{配水能力}} \times 100 \end{aligned}$$

(5) 職種別給与に関する調

ア 平成26年3月31日現在である。

イ 「年間延職員数」とは、年度中の毎月末において在職した職員数の合計である。

ウ 「平均月収額」は、年間支払額を年間延職員数で除した額であり、期末勤勉手当等を含むものである。

エ 「基本給」は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

オ 「平均年令」は、年度末職員の延職員年令数を年度末職員数で除したものである。

## 2. 法非適用企業

(1) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。また、文章中の差引数値は合致しない場合がある。

また、各項目の数値は税込数値である。

(2) 決算の状況

ア 「歳入歳出決算に関する調」については、法適用企業に準じて作成した。

イ 赤字比率は  $\frac{\text{実質赤字額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$  で算出した。

ウ 収益的収支比率は  $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}+\text{地方債償還金}} \times 100$  で算出した。

## 第5 特定被災地方公共団体

1. 特定被災地方公共団体とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。）第2条第2項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第1条別表第1で規定する以下の9県178市町村をいう。

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県 新潟県 長野県

北海道：茅部郡鹿部町 二世郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町

岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村（現：滝沢市） 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町

宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亶理郡亶理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町

福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯舘村

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 結城市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町

埼玉県：久喜市

千葉県：千葉市 銚子市 船橋市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町（現：大網白里市） 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町

新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町

長野県：下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村

2. 公営企業の震災対応は、東日本大震災財特法において特に被害が大きく負担が重い団体として特別の財政援助措置が講じられる特定被災地方公共団体に着目し、復旧事業に対する一般会計繰出及び震災により発生・拡大した資金不足に対する財政措置（震災減収対策企業債）の特例を講じていることから、第3章において、特定被災地方公共団体における公営企業の経営状況を掲載することとした。
3. 第3章において事業別の経営状況を記載したのは、「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（平成23年12月2日付け総財公第142号総務副大臣通知）及び「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」（平成24年2月8日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡）において繰出基準の特例を定めた、上水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、交通事業（自動車運送、都市高速鉄道、船舶運航）、ガス事業、病院事業、下水道事業、港湾事業、市場事業、と畜場事業及び介護サービス事業である。
4. 数値の集計にあたっては、特定被災地方公共団体が加入する企業団・一部事務組合も含めて集計している。

## 第6 その他

1. 昭和60年度決算から「売却を前提とした臨海土地造成事業」については、港湾整備事業から宅地造成事業に移し替えることとした。
2. 下水道事業において、特定環境保全公共下水道は公共下水道に含めていたが、昭和60年度から公共下水道と特定環境保全公共下水道を区分し、それぞれ1事業として計上することとし、また、平成元年度から農業集落排水施設、漁業集落排水施設を加え、平成6年度から小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を加え、平成7年度から新たに林業集落排水施設、簡易排水施設を加えることとした。

3. 平成12年度決算調査において、観光施設事業（その他観光施設）の調査対象の適正化を図った。（例：分譲墓地・霊園、廃棄物処理施設等は対象外）
4. 平成12年度から介護サービス事業の区分を設け、法適その他事業に含まれていた介護サービス事業を移し替え、また、新たに法非適の介護サービス事業を対象とした。
5. 平成17年度から電気事業(法非適用企業)において、ごみ処理事業の附帯事業として実施しているごみ発電事業のうち公営企業の実態を伴わないものを調査対象から外すこととし、調査対象の適正化を図った。
6. 各項目の図表は、過去5年間の表記を基本としているが、それ以前の特定期間との比較が必要な場合やそれ以前からの推移を見る場合（過去10年間等）にあつては当該年度から通年、又は一定間隔で表記している。

